

総財務第76号  
平成20年3月19日

各都道府県総務部長殿  
（財政担当課、市町村担当課扱い）  
政令指定都市財政局長殿  
（財政担当課扱い）

総務省自治財政局財務調査課長

地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令等について

「地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成20年政令第47号）は、平成20年3月19日に公布、施行されました。

この改正は、「地方再生戦略」（平成19年11月30日地域活性化統合本部決定）において「国立大学法人への地方公共団体の寄附に関する制度の運用の改善を図る。」とされたこと等を受け、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号。以下「再建法」という。）第24条に基づき原則禁止され、同条但書きに基づいて地方公共団体が行うことのできる寄附金等の支出等について、その制限を緩和するとともに手続の簡素化を図るものです。

については、今回の改正に係る今後の地方財政再建促進特別措置法施行令の運用等に関し、ご留意いただきたい点は下記のとおりですので、適切に対処されるようお願いいたします。また、この旨を速やかに貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いいたします。

（なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。）

記

第1 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の改正について

本号の改正は、国立大学法人等又は総務省令で定める独立行政法人が、地方公共団体

の要請に基づき、科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興等に寄与する等の要件を満たすものを行う場合に、当該研究開発等（当該法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。以下同じ。）の実施に要する経費の負担のほか、当該研究開発等の事業の用に供するための土地、施設若しくは設備についても寄附することができるとしたものであること。

なお、本号の運用については「地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令の運用上の留意事項について」（平成14年11月1日付総財務第126号各都道府県総務部長あて総務省自治財政局財務調査課長通知）及び「国立大学法人等に対する寄附金の支出等に関する取扱いについて」（平成19年12月28日総財務第271号各都道府県総務部長・政令指定都市財政局長あて総務省自治財政局財務調査課長通知。以下「平成19年通知」という。）が通知されているところであるが、今回の改正を踏まえ、平成19年通知の第1の2の別記様式は、本通知の別記様式1に改正するものであること。

## 第2 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第8号の新設について

本号は、再建法第24条に規定する独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等（以下「独立行政法人等」という。）で病院又は診療所を開設するものが、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該医療の提供に要する費用の負担や当該医療の提供の用に供する土地、施設若しくは設備を寄附することができることとしたものであること。

本号の運用については、以下の点に留意すること。

- 1 「独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等で病院又は診療所を開設するもの」とは、医学部附属病院を設置する国立大学法人に限らず、再建法第24条で寄附金等の支出が制限される独立行政法人や会社等であっても、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所を設置するもの（例えば、国立病院を開設する独立行政法人国立病院機構、労災病院を開設する独立行政法人労働者健康福祉機構、逓信病院を開設する日本郵政株式会社など）が含まれるものであること。
- 2 「地方公共団体の要請に基づき」とは、寄附金等の支出が地方公共団体の自主的な意思によることを担保するための要件であること。したがって、当該独立行政法人等が自ら行うべき医療の提供について地方公共団体に財政的な協力を求めるといった場合は、本要件が欠如することとなること。なお、当該地方公共団体の住民に対し特別に医療を提供することについて、独立行政法人等の側から提案を受けた場合でも、本要件の目的にかんがみ、地方公共団体の自主的な意思が具備されると認められれば、本号の対象となる場合もありうること。
- 3 「当該地方公共団体の住民に対して」とは、当該地方公共団体の実質的負担を伴う

ものであっても、寄附金等の支出以上の反射的利益をもたらすものであることを明らかにするために、その利益の帰属先として当該地方公共団体の住民を明記したものであること。したがって、当該独立行政法人等による医療の提供が当該地方公共団体の住民に対するものと認められるものである必要があるが、当該医療の提供が当該地方公共団体の住民に加えそれ以外の住民に対しても行われる場合を排除するものではないこと。

- 4 「特別に医療を提供する場合」とは、当該独立行政法人等が通常の業務の範囲として行う医療の提供を超えて医療を提供する場合を指すものであり、換言すれば、当該独立行政法人等が自らの経費をもって行うことが社会通念上当然と認められる医療の提供以外の医療の提供を、当該寄附金等の支出をしようとする地方公共団体の住民に対して行う場合であること。

特別に医療を提供する場合と認められるかどうかは、個々の具体的な事案に即して判断されることになるが、①法令・規則・定款上、当該法人が本来的に行うべきことが明らかな医療の提供、②①からは明らかでないが、従来から当該法人において実施されてきた医療の提供などこれまでの当該特定法人の実態等に照らし当該法人が行うべき医療の提供と認められる域を出ないもの、など当該独立行政法人等が自らの経費負担により実施することが当然と思われるもの以外のものがこれに当たること。逆に、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して新たに実施される医療の提供、または、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して従来の医療の提供が拡充された場合における当該拡充された部分は、特別に行われる医療の提供と考えられること。

なお、地方公共団体の要請に基づき、独立行政法人等が行う医療の提供については、独立行政法人等において通常行われると認められる部分とそれ以外の部分が一体不可分なものもあり得るが、このような場合については、当事者間で協議のうえ、合理的な理由に基づく適切な負担区分について定める必要があること。

- 5 「当該医療の提供に要する経費」とは、具体のケースによってその内容が異なると考えられるが、当該地方公共団体の住民に対し、特別に医療を提供する場合の当該医療の提供に必要な経費については、物件費、人件費等の費目を問わず対象とするものであること。

- 6 以上の要件のもとに本号の対象とできる事例を例示すれば以下のようなものが考えられること。

- ・ 国立大学附属病院等が、都道府県の策定する医療計画の下で、新しく救命救急センターや周産期医療センターを設置して地域の救急医療等の提供を行う場合の補助や土地の提供
- ・ 産婦人科医の不足により分娩ができなくなった地域の医療を支援するため、国立大学附属病院が、それまで行っていなかった普通分娩を実施する場合の機器整備への

#### 助成や機器の貸与

- ・ 国立病院等が、産婦人科・小児科などの休日夜間診療を実施する地域の輪番体制に参加して休日夜間に医療を提供する場合の補助
  - ・ 地域防災計画により地方公共団体から被ばく医療機関として指定された国立大学附属病院等が被ばく医療を提供するため必要な施設整備等を行う場合の補助等
- 7 本号に係る寄附金等の協議の申出に当たっては、地方財政再建促進特別措置法施行規則（昭和30年総理府令第66号）別記第九号様式の二に添えて、寄附金等の支出要件を確認するための資料として別記様式2を提出すること。

### 第3 地方財政再建促進特別措置法施行令第15条の改正について

本号の改正は、市町村の寄附協議手続の簡素化・迅速化を図るため、市町村が再建法第24条に基づいて総務大臣に提出すべき書類については、都道府県知事を経由しなければならない書類から除くこととし、都道府県知事を経由せず直接総務大臣に提出できるようにしたものであること。よって、地方財政再建促進特別措置法施行令第15条後段に基づく都道府県知事等の意見の添付も必要がなくなること。

### 第4 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の改正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）についても、上記第1～第3と同内容の改正を行っていること。

### 第5 簡易手続について

今回の制度改正の趣旨に鑑み、協議手続きのさらなる簡素化・迅速化を図る観点から、地方公共団体による提案公募型の研究開発補助事業やベンチャー企業入居施設への賃料補助事業、事業終了後の使用済機器の譲渡が想定される委託型研究開発事業など、国立大学法人等から地方公共団体に対し、負担転嫁等の問題がない形で類型化されている事業については、具体の固有名詞や金額等は未定でも、あらかじめ当該事業単位で事前協議を受け付けることとすること。

その上で当該事業の実施要綱等から、再建法第24条及び地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3の要件を満たす案件のみが採択されるものであることが外形的に確認できる事業であれば、個別案件単位の手続は簡略化し、固有名詞や金額等を記載した一覧表（別記様式3）の提出をもって協議とみなし、速やかに同意書を交付する手続（簡易手続）をとることができることとすること。

(別記様式1)

○ 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号に係る寄附金等支出内容説明書

| 項目               | 説明 |
|------------------|----|
| 1<br>寄附の相手方      |    |
| 2<br>寄附の内容       |    |
| 3<br>寄附金等を支出する理由 |    |

|                            |   |  |
|----------------------------|---|--|
| <p>4<br/>地方財政再建促進特別措置</p>  | <p>(1) 地方公共団体の要請に基づくこと</p>                |  |
| <p>法施行令第12条の3第7号の要件該当性</p> | <p>(2) 科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及であること</p> |  |
|                            | <p>(3) 地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与すること</p>  |  |

|   |  |
|---|--|
| <p>(4) 当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるもの</p>                      |  |
| <p>(5) 研究開発等の実施に要する経費又は、研究開発等の事業の用に供するための土地、施設若しくは設備であること</p> |  |
| <p>(6) 当該国立大学法人等において通常行われる研究開発等と認められる部分が除かれていること</p>          |  |

(別記様式2)

○ 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第8号に係る寄附金等支出内容説明書

| 項目                  | 説明 |
|---------------------|----|
| 1<br>寄附の相手方及び病院等の名称 |    |
| 2<br>寄附の内容          |    |
| 3<br>寄附金等を支出する理由    |    |



|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>4<br/>地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第8号の要件該当性</p> | <p>(1) 地方公共団体の要請に基づくこと</p>                                     |  |
|  | <p>(2) 当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供すること</p>                         |  |
|  | <p>(3) (2)の医療の提供に要する費用又は(2)の医療の提供の用に供するための土地、施設若しくは設備であること</p> |  |